

統計調査事務交付金取扱要綱

(通則)

第1条 統計法（平成19年法律第53号）及び埼玉県統計調査条例（平成20年埼玉県条例第60号）に基づく統計調査並びにその他の統計調査の実施に要する経費として、市町村長に対して交付する交付金（以下「交付金」という。）の取扱いについては、この要綱の定めるところによる。

(交付金)

第2条 知事は、市町村長に対し、毎年度予算の範囲内において交付金を交付する。

(決定及び通知)

第3条 知事は、統計調査ごとに交付金額を決定する。ただし、2以上の統計調査を一元的に実施する場合は、これを合わせて交付金額を決定することができる。

2 知事は、前項の規定により決定した交付金額を、市町村長に対し交付決定通知書（別記第1号様式）により通知する。

(交付金の経理)

第4条 市町村長は、交付金を市町村の歳入歳出予算に繰り入れ、明確に経理しなければならない。

(交付金の目的外使用の禁止)

第5条 市町村長は、交付金を当該交付にかかる統計調査以外の目的に使用してはならない。

(交付金の流用)

第6条 市町村長は、別表1に掲げる交付金の流用をしようとするときは、あらかじめ、当該年度の統計調査ごとに、又は、第3条ただし書きの規定により、交付金額を決定したときは合わせて、交付金流用承認申請（別記第2号様式）を知事に提出し、その承認を得なければならない。

第7条 前条の規定にかかわらず別表2の各項目のいずれかに該当する場合は、知事の承認を要しないものとする。

(収支精算書)

第8条 市町村長は、毎年度、当該年度の交付金収支精算書（別記第3号様式）を作成し、3月31日までに知事に提出しなければならない。

(交付金の調査)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、市町村長に対して、交付金の経理状況その他について報告若しくは資料の提出を求め、又は調査を行うことができる。

(交付金の返還命令)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市町村長に対して、交付金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) 第5条又は第6条の規定に違反したとき。

(2) 正当な理由なく、前条の報告若しくは資料の提出又は調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

(3) 交付金に不適當な支出があったとき。

(4) 交付金に残額が生じたとき。

(提出書類の部数)

第11条 この要綱に規定する書類の提出部数は、1部とする。

附 則

1 この要綱は、昭和58年7月18日から施行する。

2 この要綱の施行前に旧要綱の規定によってなされた交付決定通知、流用承認申請、流用承認その他の行為は、この要綱に当該規定に相当する規定があるときは、当該相当する規定によってなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成4年6月15日から施行し、平成4年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行し、平成7年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の交付金から適用する。

別記第1号様式（第3条関係）

年度 統計調査事務交付金交付決定通知書

文 書 番 号
年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事

統計調査事務交付金取扱要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり交付する。

記

- 1 交 付 額 金 円
- 2 支出方法 概算払
- 3 科目の区分

別記第2号様式（第6条関係）

年度〇〇統計調査事務交付金流用承認申請書

文 書 番 号
年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長

統計調査事務交付金取扱要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

区 分	交 付 額	既流用承認済 増(△)減額	交 付 現 額	今回要求流用 増(△)減額	改交付現額	備 考
	円	円	円	円	円	
計						

（注） 流用承認申請の理由及び積算内訳を別紙に記載して添付してください。

別記第3号様式（第8条関係）

年度 統計調査事務交付金収支精算書

文 書 番 号
年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長

統計調査事務交付金取扱要綱第8条の規定に基づき、下記の統計調査事務交付金につき別紙のとおり報告します。

記

〇〇統計調査事務交付金 〇〇〇〇円

※ 残額がない場合には、次のとおり複数調査を一括して報告しても可。ただし、別紙は各調査ごとに作成のこと。

〇〇統計調査事務交付金 〇〇〇〇円

〇〇統計調査事務交付金 〇〇〇〇円

別紙

市町村名

- 1 ○○統計調査
- 2 交付金の精算

区 分	A 交付額	B 流用 増(△) 減額	C=A+B 交付現額	D 支出額	E=C-D 残 額	備 考
	円	円	円	円	円	

(注) 区分欄には、「節」を記入する。ただし、報酬にあつては、「節の細分」として、指導員報酬及び調査員報酬の別を記入し、旅費にあつては、「節の細分」として、費用弁償及び普通旅費の別を記入する。

なお、報償費を需用費（報償用消耗品）に組み替えて支出した場合は、「節の細分」として、報償用消耗品及びその他の需用費の別を記入する。

別表 1

流用の承認を要する場合	
1	報酬（指導員報酬及び調査員報酬）又は報償費を増減する流用額が当該経費の 10%を超えるとき。
2	交付に際して示される科目以外の科目を設定し、流用するとき。

別表 2

流用の承認を要しない場合	
1	旅費、需用費及び役務費（それぞれ費用弁償分に限る。）を報酬（指導員報酬及び調査員報酬に限る。）に組み替えて支出するとき。
2	報償費（記入者報償金、報告者報償金及び調査協力謝金に限る。）を需用費に組み替えて記入者、報告者又は調査協力者に対する謝礼品を購入するために支出するとき。
3	会計年度任用職員手当を、新たに設定した職員手当等として、又は職員手当等を新たに設定した会計年度任用職員の任用に係る科目として支出するとき。
4	上記以外で、知事が必要と認めたとき。